なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工実績とすることができる。

⑸　当機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成26年度及び平成27年度の当機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務を認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

㋐　１級建設機械施工技士の資格を有する者

㋑　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

㋒　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は㋐若しくは㋑に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　共同企業体の構成員は以下の経験を有する技術者を配置すること。

㋐　３者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった場合（当該工事の主たる目的物に限る。）又は現に施工中の工事において、次の(a)から(c)までに掲げる条件を全て満たす場合には施工経験とすることができる。

(a)　トンネル本坑の掘さく施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。

(b)　従事期間中の本坑の掘さく延長が2,000ｍ以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

(c)　過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

（※当該工事における出来形検査確認通知書及び出来形内訳書の写しを競争参加資格申請書に添付すること。）

㋑　２者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

その他の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった場合（当該工事の主たる目的物に限る。）又は現に施工中の工事において、次の(a)から(c)までに掲げる条件を全て満たす場合には施工経験とすることができる。

(a)　トンネル本坑の掘さく施工管理に２年以上従事していること（実施済みの出来形検査対象期間に含まれていること。）。

(b)　従事期間中の本坑の掘さく延長が2,000ｍ以上であること（検査済みの出来形部分に限る。）。

(c)　過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど不正又は不誠実な行為がなされた工事でないこと。

（※当該工事における出来形検査確認通知書及び出来形内訳書の写しを競争参加資格申請書に添付すること。）

ウ　専任補助者を配置する場合は、上記⑷アの①の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

要件　ＮＡＴＭによる内空断面50㎡以上、延長1,000ｍ以上の鉄道トンネル新設工事

代要件　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構鉄道建設本部関東甲信工事局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。